平成２７年（フ）第１８３２号
堺市東区北野田1000番地107、前住所大阪府藤井寺市林１丁目15番33―406号
破産者　脊戸　　茂
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１９３４号
大阪府寝屋川市池田北町11番１号
破産者　本多　　悟
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７３７号
大阪市西淀川区大和田１丁目４番10号　アーバンハイツ大和田Ⅱ　303号室
破産者　石川慶次郎こと　全　慶次郎
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２８３０号
大阪市浪速区日本橋５丁目２番18―1103号
破産者　後藤　美佳（旧姓前田）
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３０２９号
大阪府枚方市南中振２丁目13番２号
破産者　田中　克幸
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３３１３号
大阪市天王寺区玉造本町13番21号　プティシャンブル402号、前住所大阪市住吉区我孫子東２丁目４番３―902号
破産者　ＮＡＩＬ　ＳＡＬＯＮ　Ｂｒｉｌｌｅｒこと　原田　典子
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３５２７号
大阪市西淀川区出来島１丁目３番２―501号
破産者　西田　隆久
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第３６２０号
大阪府枚方市樋之上町４番１―314号
破産者　合田　　敬
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８９号
大阪府大阪狭山市西山台５丁目３番38―202号、前住所大阪府大阪狭山市今熊４丁目710番地の50
破産者　松本さち恵
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第２９１号
堺市堺区三宝町６丁324番地１―417号、前住所岡山県倉敷市藤戸町藤戸1489番地30
破産者　千崎　満文
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
鳥取県岩美郡岩美町大字浦富571番地３、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北４丁目601番地１
破産者　川口　重教
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１号
福岡県飯塚市柏の森817番地（開始決定時の住所　福岡県飯塚市潤野922番地４）
破産者　小林　茂樹
1　決定年月日　平成27年12月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２７年（フ）第８７号
福島県須賀川市六郎兵衛110番地５
破産者　佐藤　正章
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第７９号
茨城県結城市大字小田林2549番地31
破産者　斉藤　陽一
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１５０号
茨城県古河市女沼969番地１　金谷ハイツＡ―206号
破産者　マハムッド　シャーヒッド（ＭＡＨＭＯＯＤ　ＳＨＡＨＩＤ）
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１５２号
茨城県筑西市乙136番地　ミナミハイツ１号館201
破産者　森　　進
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２７年（フ）第１８８号
群馬県伊勢崎市西久保町２丁目342番地２
破産者　田沼　博志
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２００号
群馬県渋川市渋川562番地２
破産者　明幸フォトサービスこと　清水　千明
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２７年（フ）第２２５号
群馬県前橋市広瀬町３丁目28番地２　９―102号
破産者　矢端ふみ江
1　決定年月日　平成27年12月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係